公募要領

宮古島市再生可能エネルギー最大限導入計画策定業務

令和3年8月 宮古島市

1. 業務名

宮古島市再生可能エネルギー最大限導入計画策定業務

2. 委託業務の内容

委託業務の内容については、別添の仕様書を参照してください。

3. 業務期間及びスケジュール

- (1) 委託業務の期間:契約締結の翌日から令和4年1月17日(月)
- (2) 業務スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

 8月 16日
 企画提案募集開始

 8月 16日
 ~8月23日
 質問票受付期間

 8月 26日
 企画提案〆切

8月 27日 ~8月31日 審査・選定

※選定委員会におけるヒアリングを8/30(月)午後にオンライン

(ZOOM を使用)で行う予定です。

選定後契約手続き、業務着手

1月末 最終報告書

4. 予算限度額

9,999,550円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は予算額の上限を示すものであり、契約金額を示すものではない。

5. 契約の条件

- (1) 採択件数:1件
- (2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約⁽¹⁾とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きします。

(1)契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

6. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ②沖縄県内に本店・支店または、事業所を有するものであること。
- ③実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
- ④連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- ⑤実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・ 実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について充分な管理能力を有していること。
- ⑥その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。

7. 応募方法

下記の書類を e メール及び原本を郵送にてご提出下さい。申請書と提案書はダウンロードした ものをご使用下さい。

- ·企画申請書(様式 1):1部
- ·企画提案書(様式 2)(含む、工程表(別紙 1)):1部
- ・完納証明書(市内に本拠のある法人のみ):1部
- ·登記事項証明書(履歴事項全部証明書):1部
- •印鑑証明書:1部
- ※各証明書は、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

(注)

- ①企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費(外注費、旅費、謝金等)の内訳 を明確にして下さい。(なお、直接経費から人件費への流用は原則認められません。)
- ②提案書類は返却しません。
- ③機密保持には十分配慮します。
- ④企画提案書の内容について、ヒアリング行う予定とする。

8. 締め切り、提出先

①公募期間

公募開始日 令和3年 8月 16日(月)

公募締切日 令和3年 8月 26日(木) (e メールにて17時必着。原本の郵送は令和3年 8月30日(月)を締切とする。)

②提出先

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 担当 友利 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市役所 2階

③提出方法

メール及び郵送、託送または直接持参にて提出ください。

④連絡先

e メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※eメールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

TEL:0980-73-0950 FAX: 0980-73-1645

⑤問い合わせについて

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、上記まで電子メール、または FAX にて送信ください。電話や直接のお問い合わせには応じられません。質疑に関する内容については、必要に応じて質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

9. 事業者選定について

事業者の選定については、事業者選定委員会により行います。選定委員会においては、企画提案書の審査の上で、提案事業者によるプレゼンテーションを審査基準に基づいて採点します。採点結果の合計点が高い事業者を候補事業者として、契約に向けた協議を行います。同点の場合は、事業費の小さい提案を行った事業者を候補事業者とします。協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次の順位の事業者と契約に向けた協議を行うものとします。

なお、委員評価の合計点が、全委員に割り当てられた配点の合計(満点)の 50%以上の評価を 受けた事業者であることを条件とします。

(1) 審査基準

評価項目業務項目	本業務の趣旨・目的を正しく理解し、具体的な提案内容となっているか	採点	配点
(1) 基礎情報の収集と現状分析			5 点
(2) 再生可能エネルギー技術開発ステージのヒアリング調査			5点
(3) (本市の現状に合った)将来ビジョンシナリオの構築			5点
(4) 地域経済循環を踏まえた提案となっているか。			5点
(5) 実現可能で効果的なスケジュールとなっているか			5点
その他(進捗会議実施及び委員会運営支援、中間報告書作成)			5点
合 計			30 点

(2)プレゼンテーション

①日時:令和3年8月30日(月)午後2時から午後4時(この時間内で、ヒアリング時間帯を割り

当てます。)

- ②場所:オンライン(ZOOM)
- ③所要時間:25分(プレゼンテーション15分、質疑10分)
- ④資料:企画提案書または、プレゼンテーション用の資料をご準備頂き、画面共有機能により 投影の上、プレゼンテーションを行って頂きます。
- ⑤出席者:1事業者につき4名以内とし、実際に業務に携わる者のうち、1 人以上の出席を必須 とします。
- ※事業者選定委員会では、プロジェクター及びスクリーンを設置した形で委員会を開催予定。
- ※プレゼンテーションの割り当て時間については、事前に担当より連絡をするものとします。
- ※プレゼンテーションの時間は、公平を期すため途中であっても終了します。
- ※プレゼンテーションの開始及び終了時刻は予定通りとならないことを想定し、日程確保をお願いします。
- (3) 選定結果について

選定の合否については、本市から連絡を行います。

10. 契約及び支払いについて

(1) 契約に向けた協議

選定委員会終了後、候補事業者として選定された事業者は、速やかに本市と契約に向けた 協議を行い、双方合意の上で、実施内容を記載した事業計画書を作成の上、本業務委託契 約を締結する。

(2) 契約金額

前述の事業計画書に基づき、新たに見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、支払いの上限金額(概算)として契約金額を決定します。業務の実施にあたっては、当該見積書に基づき予算を執行した上で、業務終了後、各支払いの証憑書類とともに実績報告書をご提出頂きます。市の検査にて、額の確定を行った上で、委託料を支払います。

11. その他

- (1) 企画提案書を受理した後の提案者による加筆・修正は、原則認めない。
- (2) 提出書類の準備や作成・送付等、応募に係る一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (3) 事業者の選定に係る審査内容や経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立てには一切応じません。